

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年9月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200047号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200005号

第1 結論

平成5年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年4月から平成6年3月まで

平成3年*月に20歳になったが、当時は学生であったので、A市役所において国民年金保険料の免除申請を行い承認された。以後、卒業した平成6年3月まで毎年保険料の免除を承認されていたにもかかわらず、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされているので、この期間を保険料を免除されていた期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市役所において、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行い、免除の承認を受けた旨主張している。

しかしながら、請求者に係る「国民年金被保険者名簿」において、請求期間は国民年金の被保険者期間であるが、国民年金保険料を免除されていた期間とは記録されていない上、請求者に係る「平成05年度国民年金検認状況 平成6年5月13日現在」において、請求期間は国民年金保険料を免除されていた期間ではなく、国民年金保険料が納付されていない期間として記録されていることが確認できる。

また、請求者は国民年金保険料の免除申請を行った具体的な時期を記憶しておらず、免除承認の決定通知についての記憶もない旨陳述している。

さらに、請求者が請求期間において住民登録をしていたA市は、請求者の在住期間に係る住民記録の確認ができず、資料の保存期間である5年間を経過しているため、国民年金保険料の免除申請に係る資料の提供はできない旨回答している上、日本年金機構は、請求期間当時の請求者に係る国民年金保険料の免除関連書類は保存されていないことから、国民年金保険料の免除申請について確認できない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200046号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年2月1日から平成3年10月1日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録がない。B地方とC地方を月に5回くらい往復する正社員のトラック運転手として勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、正社員のトラック運転手としてA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の同社における勤務実態、給与からの厚生年金保険料控除の有無について確認することができず、不明である旨回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における加入記録は確認できない上、請求期間に、A社において厚生年金保険の被保険者記録がある13人に照会し6人から回答を得たが、請求者の勤務実態についての回答は得られなかった。

さらに、A社は、平成元年4月1日にD厚生年金基金に加入しているところ、企業年金連合会の回答によると、請求者が同厚生年金基金に加入していた記録はない上、A社が加入しているE健康保険組合も、請求者の同健康保険組合への加入歴はない旨回答している。

なお、F市の回答により、請求者は、平成元年2月18日から平成3年10月1日までの期間は、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。